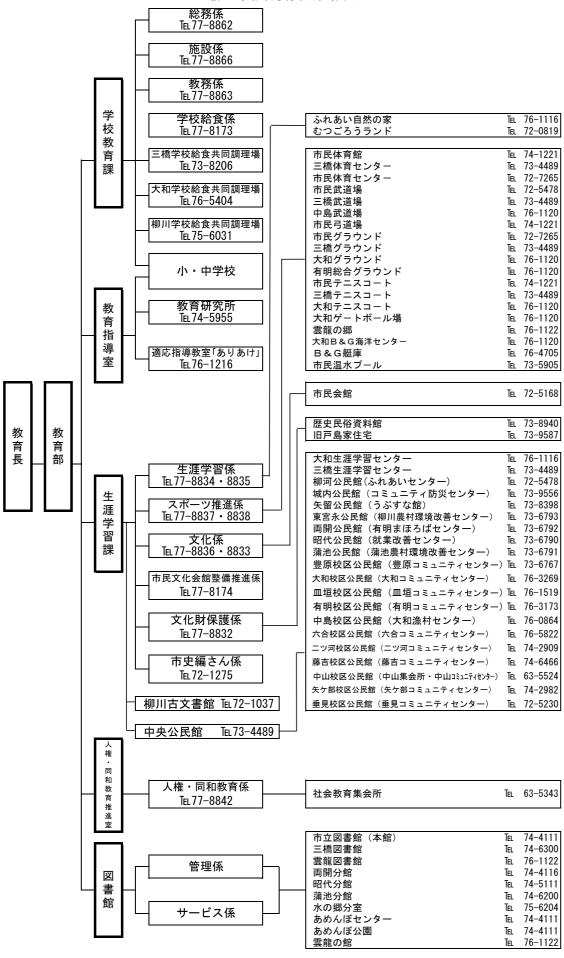
柳川市教育委員会組織図



◎小・中学校一覧

【小学校】

No	学校名	校長名	所在地	電 話 FAX	メールアドレス
1	柳河小学校	橋本 秀博	恵美須町28番地	73-0175 73-0176	yanasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
2	城内小学校	幸田 琢也	本町84番地	72-2232 72-3023	shirosho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
3	東宮永小学校	末次 幸一	下宮永町374番地	72-3743 72-3143	higasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
4	矢留小学校	福山 晃	矢留本町21番地	73-1929 73-2216	yadosho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
5	両開小学校	池上 龍矢	有明町1750番地	72-3741 72-3071	ryokaisho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
6	昭代第一小学校	待鳥 高司	郎 田脇810番地	72-3444 72-3740	sho1sho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
7	昭代第二小学校	塩塚 喜広	西浜武1490番地	72-3334 72-3364	sho2sho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
8	蒲池小学校	立花 輝	金納455番地	72-6145 72-6146	kamasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
9	皿垣小学校	福浦 徹	大和町栄1542番地	76-0006 76-0020	sarasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
10	有明小学校	古賀 幹大	大和町皿垣開600番地	76-0102 76-0186	arisho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
11	中島小学校	弥永 泰宏	大和町中島68番地	76-3321 76-3386	nakassho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
12	六合小学校	藤吉 和美	大和町六合1661番地 1	76-0008 76-0129	rokusho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
13	大和小学校	古賀 英興	大和町栄563番地	76-3701 76-3716	yamasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
14	豊原小学校	松藤 秀子	大和町豊原125番地	72-3046 72-3258	toyosho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
15	藤吉小学校	野田 真功	三橋町藤吉502番地	72-2626 72-2790	fujisho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
16	矢ヶ部小学校	江頭 彰子	三橋町柳河460番地 1	72-2836 72-4396	yakasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
17	ニッ河小学校	中島 清香	三橋町百町735番地 1	72-2834 72-4091	futasho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
18	垂見小学校	川原 良治	三橋町垂見1610番地	72-2837 72-4632	tarusho01-p@edu-yanagawa.ed.jp
19	中山小学校	野田 俊泰	三橋町中山352番地	63-2409 63-2469	nakaysho01-p@edu-yanagawa. ed. jp

【中学校】

No	学校名	校長名	所在地	電 話 FAX	メールアドレス
1	柳城中学校	大向 智樹	本城町82番地2	72-6215 72-9366	ryujotyu01-p@edu-yanagawa.ed.jp
2	昭代中学校	古賀 俊文	西浜武1494番地	72-6195 72-6196	shodaityu01-p@edu-yanagawa. ed
3	蒲池中学校	本園清高	金納455番地	72-3840 74-2082	kamatyu01-p@edu-yanagawa.ed.jp
4	柳南中学校	池上 裕徳	上宮永町645番地2	74-3171 74-3083	ryunantyu01-p@edu-yanagawa. ed. jp
5	大和中学校	酒見 哲	大和町鷹ノ尾1番地	76-4121 76-4122	yamatyu01-p@edu-yanagawa.ed.jp
6	三橋中学校	目野 幸光	三橋町垂見580番地 1	72-5277 72-5278	mitsutyu01-p@edu-yanagawa.ed.jp

◎児童生徒数及び学級数 (平成31年4月現在)

【小学校】 (特学を含む)

【小子仪】							\1 1 1 2	<u> </u>
学校名	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
柳河小学校	児童数	33	26	41	36	39	56	231
1分(八)(1) (一)(人)	学級数	1	2	3	1	2	2	11
城内小学校	児童数	23	41	33	28	36	28	189
7次1717 丁一次	学級数	1	2	2	1	2	1	9
東宮永小学校	児童数	25	33	46	21	33	25	183
スロバリテス	学級数	1	2	2	1	2	1	9
矢留小学校	児童数	36	34	31	38	35	37	211
人田小子权	学級数	2	2	2	1	1	2	10
両開小学校	児童数	28	23	29	25	30	27	162
间册小子仪	学級数	2	1	1	2	1	1	8
昭代第一小学校	児童数	41	35	41	29	36	23	205
四八条 7.丁汉	学級数	2	2	2	1	2	2	11
昭代第二小学校	児童数	32	37	39	47	41	46	242
ロルカーグナス	学級数	1	2	2	3	2	2	12
蒲池小学校	児童数	49	52	54	53	64	65	337
用心小子仪	学級数	3	3	2	2	2	4	16
皿垣小学校	児童数	16	11	11	8	13	12	71
血垣が子校	学級数	1	1	1	1	1	1	6
有明小学校	児童数	19	15	15	13	9	13	84
有奶小子仪	学級数	2	1	1	1	1	1	7
中島小学校	児童数	28	35	21	33	30	26	173
中岛小子仪	学級数	1	1	2	1	1	1	7
六合小学校	児童数	20	16	23	19	24	15	117
ハロハナ以	学級数	2	1	1	2	1	1	8
大和小学校	児童数	19	19	12	18	20	19	107
八和小子权	学級数	1	1	1	1	1	2	7
豊原小学校	児童数	26	30	20	31	17	25	149
	学級数	2	2	1	1	1	1	8
藤吉小学校	児童数	77	56	69	59	70	53	384
冰口小士汉	学級数	3	2	2	3	3	2	15
矢ヶ部小学校	児童数	15	22	23	20	21	21	122
人,即位于汉	学級数	1	1	1	2	1	1	7
ニッ河小学校	児童数	21	28	33	41	29	37	189
一ノ州ハナ水	学級数	1	2	1	2	1	2	9
垂見小学校	児童数	30	32	24	25	30	31	172
土が小ナス	学級数	2	1	1	1	1	1	7
中山小学校	児童数	13	10	11	16	10	7	67
十四小十次	学級数	1	2	1	1	1	1	7
合計	児童数	551	555	576	560	587	566	3,395
1	学級数	30	31	29	28	27	29	174

【中学校】 (特学を含む)

学校名	区分	1年	2年	3年	合計
柳城中学校	生徒数	91	107	117	315
柳姚中于仅	学級数	5	3	3	11
昭代中学校	生徒数	67	81	75	223
四八十十次	学級数	3	3	3	9
蒲池中学校	生徒数	62	60	49	171
用心中于仅	学級数	4	2	3	9
柳南中学校	生徒数	66	56	61	183
柳用中于仅	学級数	4	2	2	8
大和中学校	生徒数	84	107	124	315
八和十十代	学級数	3	5	4	12
三橋中学校	生徒数	129	114	135	378
二個中子权	学級数	5	4	4	13
合計	生徒数	499	525	561	1,585
	学級数	24	19	19	62

小. 由学校会計	児童生徒数	4,980
小"中子权口司	学級数	236

◎教育機関等一覧

少 教育機関		=r + 114	高千	FAV
区分	教育機関名	所在地	電話	FAX
	柳川市教育研究所	三橋町正行431番地	74-5955	74-5955
学校教育課	適応指導教室「ありあけ」	大和町鷹ノ尾151番地2	76-1216	76–1286
関係機関	柳川学校給食共同調理場	久々原232番地 1	75–6031	75-6036
大 水 及 大	大和学校給食共同調理場	大和町鷹ノ尾645番地3	76-5404	76-5001
	三橋学校給食共同調理場	三橋町垂見62番地	73-8206	72-5300
	市民会館	坂本町29番地2	72-5168	72-5169
	大和生涯学習センター	大和町栄231·232番地	76-1116	75-7550
	三橋生涯学習センター	三橋町正行431番地2	73-4489	72-1414
	柳河公民館(ふれあいセンター)	新町5番地2	72-5478	72-5478
	城内公民館(コミュニティ防災センター)	本町53番地1	73-9556	73-9556
	矢留公民館(うぶすな館)	矢留本町150番地	73-8398	73-8398
	東宮永公民館(柳川農村環境改善センター)	下宮永町132番地1	73-6793	73-6793
	両開公民館(有明まほろばセンター)	有明町1490番地	73-6792	73-6792
	昭代公民館(就業改善センター)	久々原126番地3	73-6790	73-6790
	浦池公民館(流来改善とファー)	<u> </u>	73-6791	73-6791
	カース カー	大和町豊原138番地1	73-6767	73-6767
	大和校区公民館(大和コミュニティセンター)	大和町明野426番地1	76-3269	76-3269
	□ 垣校区公民館(皿垣コミュニティセンター)	大和町栄1495番地3	76-1519	76-1519
	有明校区公民館(有明コミュニティセンター)	大和町皿垣開560-1	76-3173	76-3173
	中島校区公民館(大和漁村センター)	大和町中島385番地	76-0864	76-0864
	六合校区公民館(六合コミュニティセンター)	大和町六合1677番	76-5822	76-5822
	藤吉校区公民館(藤吉コミュニティセンター)	三橋町高畑256番地	74-6466	74-6466
	矢ヶ部校区公民館(矢ヶ部コミュニティセンター)	三橋町柳河431番地1	74-2982	74-2982
	二ツ河校区公民館(二ツ河コミュニティセンター)	三橋町木元57番地	74-2909	74-2909
	垂見校区公民館(垂見コミュニティセンター)	三橋町垂見1583番地2	72-5230	72-5230
	中山校区公民館(中山集会所・中山コミュニティセンター)	三橋町中山794番地2	63-5524	63-5524
生涯学習課	ふれあい自然の家	大和町大坪336番地	76-1116	75-7550
	むつごろうランド	橋本町389番地	72-0819	72-0819
関係機関	市民体育館	本町53番地1	74-1221	74-1221
	三橋体育センター	三橋町正行431番地2	73-4489	
	市民体育センター	上宮永町46番地2	72-7265	
	市民武道場	新町5番地18	72-5478	
	三橋武道場	三橋町垂見800番地	73-4489	
	中島武道場	大和町中島68番地	76-1120	
	市民弓道場	本町53番地1	74-1221	74-1221
	市民グラウンド	上宮永町46番地4	72-7265	7
	三橋グラウンド	三橋町正行431番地2	73-4489	
	大和グラウンド	大和町鷹ノ尾106番地	76-1120	75-7573
	有明総合グラウンド	大和町大坪336番地	76-1120	75-7573
	市民テニスコート	本町53番地1	74-1221	74-1221
	三橋テニスコート	三橋町垂見800番地	73-4489	74 1221
	<u>ー値(一ペコード</u> 大和テニスコート	大和町鷹ノ尾106番地	76-1120	75-7573
	大和ゲーへコート 大和ゲートボール場	大和町鷹ノ尾100番地 大和町鷹ノ尾106番地	76-1120	10 1010
	大和ケートホール場 雲龍の郷	大和町鷹ノ尾100番地 大和町鷹ノ尾151番地2	76-1120	
	<u> </u>	大和町鷹ノ尾101番地2 大和町鷹ノ尾106番地	76-1122	75-7573
		大和町鷹/尾100番地 大和町谷垣 486番地	76-1120	75-7573
	B&G艇庫 ま見ります。 !!	<u>入和町谷垣 480番地</u> 上宮永町43番地1	76-4705	
	市民温水プール			74-0360
	歴史民俗資料館	矢留本町40番地11	73-8940	74-3810
	旧戸島家住宅	鬼童町49番地3	73-9587	73-9587
1 佐。 日和北安世	柳川古文書館	隅町71番地2	72-1037	72–5559
人権・同和教育推 進室関係機関	社会教育集会所	三橋町中山795番地	63-5343	
	市立図書館(本館)	一新町3番地1	74-4111	74-4946
	三橋図書館	三橋町正行431番地2	74-6300	74-6301
	雲龍図書館	大和町鷹ノ尾151番地2	76-1122	76-1121
図書館	両開分館	有明町1490番地	74-4116	74–4116
関係機関	昭代分館	久々原126番地 1	74-5111	74-5111
大 水 灰 天	蒲池分館	矢加部245番地 1	74-6200	74-6200
	水の郷分室	上宮永町6番地3	75-6204	75-6210
	あめんぼセンター	一新町3番地 1	74-4111	74-4946
	雲龍の館	大和町鷹ノ尾151番地2	76-1122	76-1121

◎教育委員会事務分掌

	部名	課名	係名等	事務分掌
(2) 規則、對無等の制定及び政策上間すること。 (3) 那の所なに係る予算を任務の下数に属する教育機関に勤務する職員(保育なに係るの所なに係る国際等補助事業に関すること。 (4) 係の所なに係る国際等補助事業に関すること。 (5) 事務間機関及ど数音を長のの所管に属する教育機関、動務する権力、分定数、任免、給失い限すること。 (6) 表彰に関すること。 (7) 教育法を及び公報の整理に関すること。 (9) 各種公司の保管に関する影響側の物品の購入契約、物品の修理、不用品の非認策率の整理を保定関すること。 (10) 教育資料部が制設及び課例の特に関すること。 (11) 罪及び課の所管に属する治療機関の物品の購入契約、物品の修理、不用品の非認策率の解剖をに関すること。 (14) 部次の理例の形容に関すること。 (15) 他課の所管に属しないこと。 (16) 他課の所管に係国限等補助事業に関すること。 (17) 学校施設の健定が計画に関すること。 (18) が表述要徴係に係る国際等補助事業に関すること。 (18) 教育事業のための型債に関すること。 (18) 教育事業のための型債に関すること。 (18) 学校施設の使用許可に関すること。 (2) 学校施設の使用許可に関すること。 (3) 学校施設の使用許可に関すること。 (4) 数定及企业企工等に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育教育教育保管に関すること。 (7) 児童年後の教学、選手を開かること。 (8) 学校等を受けませる。 (9) 学校安全に関すること。 (10) 教育主義教育主教生に関すること。 (11) 教職員員の事款に関すること。 (12) 教育主教学に関すること。 (13) 旅行、遂足、川張その他の許可申請及び諸屋に関すること。 (14) 教職員及の主体化関すること。 (15) 教育主教学を使用すること。 (16) 教育事業の研究に関すること。 (17) 教職員のの事款に関すること。 (18) 教育事なの財産を保护事業に関すること。 (19) 学校会を関係すること。 (10) 教育事な経知事業に関すること。 (2) 職員の研究に関すること。 (3) 源の所定に係る事業及びが指導液に関すること。 (4) 生会教育最終国を確認すること。 (5) 学校教育の助言及び指導液に関すること。 (6) 育少年の確定者の国際運作の主ること。 (7) 学校教育の助言及び指導液に関すること。 (8) 理企業の対常に関すること。 (9) 学校教育の助言なに関すること。 (11) 学校教育の助言なに関すること。 (2) 独議員の研究に関すること。 (3) 源に同年をこと。 (4) 社会教育関係団体の連絡器を関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡器を関すること。 (5) 社会教育関係団体の連絡器を関すること。 (6) 育少年の確定含成に関すること。 (6) 行かでに係る国と解析の事業を開かること。 (6) 行かでに係る国と解析の方とと。 (6) 行かでに係る国と解析の方とと。 (7) 係の所定に係る可能を確かすること。 (7) 保存の所定に係る可能を確かするとの。				
(4) 係の所式に係る国県等補助事業に関すること。 (5) 事務所限目及び移身委員会の研管に属する教育機関に勤務する職員 (県	, , ,	. ,		
(5) 辛的高限自及び教育委員会の所管に属する教育機関に勤防する職員 (果				
変負担談職員を除き、臨時又は非常動の職会をむ。)の定数、任免、給				
(6) 表彰に関すること。 (7) 教育法令及び公報の整理に関すること。 (8) 文書の発受、交付及び整理保存に関すること。 (9) 各種公印の保管に関すること。 (10) 教育教育機関の施設なご設備の密神に関すること。 (11) 製及び跳の所管に属する数育機関の物品の購入契約、物品の修理、不用品の光頻繁楽での他用度に関すること。 (12) 教育す政相談に関すること。 (14) 部形の連影機関に関すること。 (15) 他識の所管に属しないこと。 (16) 他識の所管に属しないこと。 (17) 学校施設館の建築計画に関すること。 (17) 学校施設館の建築計画に関すること。 (18) 学校施設を使用許可に関すること。 (19) 学校施設を使用許可に関すること。 (14) 教育事業のための起復に関すること。 (15) 学校推定の政境に関すること。 (16) 教育性産の政境、管理及び拠の事務に関すること。 (17) 基金技術を関すること。 (18) 教育性の政境、管理及び地の事務に関すること。 (19) 禁疫性の政境と関すること。 (20) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表記状に関すること。 (4) 公で学校決済経管に関すること。 (5) 学を維め及び成学、設学、修了、卒業、建学差予及び免除に関すること。 (6) 学学数助を可能学、設学、修了、卒業、建学差予及び免除に関すること。 (10) 教育議程教科内容及びその取扱いに関すること。 (10) 教育議程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教育議程教科内容及びその取扱いに関すること。 (12) 教科并図書の無情措置に関すること。 (13) 旅行、建立の保護衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教育情要室 (16) 学校教育の保護信用とこと。 (17) 学校教育の所能に関すること。 (28) 被決のの所能に関すること。 (29) 核集のの所能に関すること。 (20) 核集のの所能に関すること。 (21) 教育者要案に関すること。 (22) 核集のの所能に関すること。 (3) 護法計選教室に関すること。 (4) 会教育教具事業に関すること。 (5) 社会教育教具事業に関すること。 (6) 音が学の原体の連絡網数に関すること。 (7) 保めの所学に係る予算及の発施に関すること。 (8) 教育教具事業に関すること。 (9) 教養育領域団を言意に関すること。 (14) 全教育衛風で連絡調整に関すること。 (15) 社会教育衛風で連絡調整に関すること。 (16) 学教育衛風で連絡調整に関すること。 (16) 学教育衛風で連絡調整に関すること。 (17) 係の所学に係る日異等補助事業に関すること。 (18) 持分等が保存の連絡調整に関すること。 (19) 体表の可能に関すること。 (10) 教育者のの所能に関すること。 (11) 対策を関係可能の可能を関すること。 (12) 教育者のの所能に関すること。 (13) 確認対策を関係では関すること。 (14) 会教育衛風であるに関すること。 (15) 教育者のの所能に関すること。 (16) 教育教具事業に関すること。 (16) 教育教具事業に関すること。				
(7) 教育法令及び公輔の整理に関すること。 (8) 文書の発受、交付及び整理保存に関すること。 (10) 教育機関の施設及び設備の寄附に関すること。 (11) 趣及び課の所管に関するると。 (11) 趣及び課の所管に関すること。 (12) 教育行政相談に関すること。 (14) 都の大理の庶務に関すること。 (14) 都の必難の庶務に関すること。 (15) 他課の所管に関すること。 (15) 他課の所管に関すること。 (15) 他課の所管に関すること。 (2) 学校施設整備の建築、管理、保全及び営縛の計画実施に関すること。 (3) 学校施設整備の建築、管理、保全及び営縛の計画実施に関すること。 (4) 教育事業のための起荷に関すること。 (5) 学校施設を開かまずに関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県東負担教職員(以上「教職員」という。)の任免、給与、服務、分限、総成不の他人事に関す場間すること。 (8) 保の所章に保る同県等補助事業に関すること。 (9) 保の所章に保る同県等補助事業に関すること。 (13) 教育の整備の整備等に関すること。 (14) 教育要は関する正と。 (15) 整殊計での能学、退学、終了、本業、就学猶予及び免除に関すること。 (16) 数字を以び発学堤跡に関すること。 (17) 児童生産の健学、以学、終了、本業、就学猶予及び免除に関すること。 (18) 裁別等に関すること。 (19) 学校公全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科和図書の無債措置に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の雑館、生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の健健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 経済主要、国財すること。 (16) 授学企作関すること。 (17) 学校教育に関すること。 (18) 連携事業に関すること。 (18) 建筑・財産・関すること。 (19) 学校教育と関すの事言及び指理・対してと。 (2) 連携理集 自校式理算)に関すること。 (2) 連携集 等業に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生産教育教養以下の今義職に関すること。 (5) 社会教育教養以下の今義職に関すること。 (6) 社会教育教養以下の今義職に関すること。 (6) 社会教育教養以下の今義職に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学の必認に関すること。 (6) 社会教育教養以下の今義職に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のか違に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のか違に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のか違に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のか違に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のか違に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のか違に関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のなどに関すること。 (7) 保の所掌に保る日本学のなどのの意味を関すること。				
(8) 文書の発受、交付及び整理保存に関すること。 (9) 各種公印の保管に関すること。 (10) 教育機関の施設及び設備の書附に関すること。 (11) 課及び課の所管に属する教育機関の物品の購入契約、物品の修理、不用品の売退廃棄をの個用度に関すること。 (12) 教育行政相談に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 他選の所管に属しないこと。 (15) 他選の所管に属しないこと。 (2) 学校施設整備に係る国民等補助事業に関すること。 (3) 学校施設を備に係る国民等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための遺传に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の使用許可に関すること。 (7) 学校施設の使用許可に関すること。 (8) 教育財産の規入事に関すること。 (9) 教務職員の異等補助事業に関すること。 (14) 公立学校共満組入で処分の事務に関すること。 (15) 学報職員 (以下「教職員」という。) の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事宜民學補助事事業に関すること。 (14) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (15) 学報の所業に関すること。 (16) 妻学提助及び就学奨励に関すること。 (17) 是重生後の裁学 奨励・関すること。 (18) 政府学院と関すること。 (19) 学校安全会に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の紹介に関すること。 (13) 旅院行、邊足・生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員ののかいに関すること。 (15) 教料用図書の温度との他の健健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 妻学金に関すること。 (16) 妻学金に関すること。 (17) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (18) 教職員の研修に関すること。 (19) 学校教育の財産に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応情導教室に関すること。 (4) 社会教育場及の必認経問期すること。 (5) 社会教育委員及びその金織に関すること。 (6) 社会教育委員及びその金織に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 社会教育委員及びその金織に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 社会教育委員及びその金織に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(9) 各種公町の保管に関すること。 (10) 教育機関の施設及び設備の寄附に関すること。 (11) 課及び議座の所管に属する教育機関の物品の購入契約、物品の修理、不用品の売知廃棄その他用度に関すること。 (12) 教育育政相談に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 地震の所管に属しないこと。 (16) 地震の所管に属しないこと。 (17) 学校施設政建築间に関すること。 (18) 地震のための起信に関すること。 (19) 学校施設改建備に係る同果等補助事業に関すること。 (2) 学校施設の推発に関すること。 (3) 学校施設の推議に保入の国界等に関すること。 (4) 教育事業のための起信に関すること。 (5) 学校施設の推議している場別」という。) の任免、給与、服務、分限、総元ぞの他人事に関すること。 (4) 公立学校支持組合その他組利厚生に関すること。 (5) 等物館の整備保管に関すること。 (6) 数等規則の表述に関すること。 (7) 児童生徒の就学、近時である。 (8) 課の所学に関する。 (9) 学校会会に関する。 (11) 教育組役者の表述を表述を表示との表述に関する。 (12) 教育組役者の表述を表述を表述を表述と、 (13) 教育組役者の表述を表述と、 (14) 教育組役者の表述を表述と、 (15) 教育相図書の経代提出関すること。 (16) 教育相図書の無偿債権に関すること。 (17) 教育用図書の無偿債権に関すること。 (18) 教育の司言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (19) 学校会会に関すること。 (19) 学校教育の司言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (16) 数字をに関すること。 (17) 教育地の財産に関すること。 (18) 教育地の財産に関すること。 (19) 学校教育の財産に関すること。 (2) 建建場(自校課理)に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生産学習事業に関すること。 (4) 生産学習事業に関すること。 (5) 社会教育最具の研修正関すること。 (4) 社会教育最具の研修正関すること。 (5) 社会教育最具の研修正関すること。 (6) 社会教育最具のびその会議に関すること。 (6) 社会教育最具のびその会議に関すること。 (7) 保の所学に係る国具等補助事業に関すること。 (6) 社会教育最具のびその会議に関すること。 (6) 社会教育最具のでの連絡に関すること。 (7) 保の所学に係る国具等補助事業に関すること。 (6) 社会教育最具の可修正関すること。 (7) 保の所学に係る国具等補助事業に関すること。 (6) 神史を企業を表に関すること。 (7) 保の所学に係る国具等補助事業に関すること。				
(10) 教育機関の施設及び設備の素所に関すること。 (11) 課及び課の所管に属すること。 (12) 教育行政相談に関すること。 (13) 施及び課の旅客に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 他課の所管に属しないこと。 (16) 他課の所管に属しないこと。 (17) 学校施設設備の建築、管理、保全及び营練の計画実施に関すること。 (18) 企業の計算に関すること。 (19) 学校施設設備の建築、管理、保全及び营練の計画実施に関すること。 (2) 学校施設設健保に係る国県等補助事業に関すること。 (3) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の政権、管理及処分の事務に関すること。 (6) 教育財産の政権、管理及処分の事務に関すること。 (7) 児童生徒の成立と。 (8) 教職員の表彰に関すること。 (9) 学校完全の他人事に関すること。 (14) 公立学校共活組合その他福利厚生に関すること。 (15) 学齢等の整備保管に関すること。 (16) 就学提助及び就学奨励に関すること。 (17) 児童生徒の成業の選挙・進学、修了、卒業、就学額予及び免除に関すること。 (18) 製の所等に関すること。 (19) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の発表状に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児債措置に関すること。 (15) 製学金に関すること。 (16) 製学金に関すること。 (17) 学校約育の助言及の指導強がに学習効果の評価に関すること。 (2) 訓理場(自校式調理)に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (4) 社会教育長のび各の金織に関すること。 (5) 社会教育表員及び各の金織に関すること。 (6) 学中の健全育政に関補助すること。 (6) 青少年の健全育政に関すること。 (6) 青少年の健全育政に関すること。 (6) 青少年の健全育政に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
の売却廃棄その他用度に関すること。 (12) 教育行政相談に関すること。 (13) 部及び課の底務に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 他課の所管に属しないこと。 (15) 他課の所管に属しないこと。 (15) 性難の影響のに関すること。 (2) 学校施設と離場計画に関すること。 (3) 学校施設を備に係る国県等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための起復に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 保護成その他人事に関すること。 (8) 政の所等に係る国県等補助事業に関すること。 (9) 保の所等に係る国県等補力事業に関すること。 (1) 県費負担教職員(以下「教職員」という。)の任死、給与、服務、分限、整成その他人事に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢障の整備保管に関すること。 (6) 就学提助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、過学、修了、卒業、就学維予及び免除に関すること。 (8) 課の所等に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の新計状に関すること。 (11) 教職員の新計状に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健素教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健素教育身体検査に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 学校教育の財言及に関すること。 (18) 学校教育の財言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 任政対策とは関すること。 (5) 社会教育議員事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所常に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所常に係る国県等補助すること。				
(12) 教育行政相談に関すること。 (13) 部及び課の庶務に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 他課の所管に属したいこと。 (15) 他課の所管に属したいこと。 (2) 学校施設設備の建築、管理、保全及び営縛の計画実施に関すること。 (2) 学校施設整備に係る国具等補助事業に関すること。 (3) 学校施設的を規模に係る国具等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県委負担教職員(以下「教職員)という。)の任免、給与、服務、分限、膨減その他人事に関すること。 (8) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (9) 学校安全会の他人事に関すること。 (16) 学齢簿の整備保管に関すること。 (17) 児童生徒の放学、過学、修了、卒業、放学補予及び免除に関すること。 (18) 製商所掌に関すること。 (19) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、適足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健・建康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員を関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 要学をは関すること。 (17) 教育理場(自校式調理)に関すること。 (18) 要学を給食に関すること。 (2) 謝職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 任政学育議の研修に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 理学教育の研修に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (8) 中の呼楽に係る国県等補助事業に関すること。 (9) 社会教育義団なびその会議に関すること。 (14) 社会教育義団なびその会議に関すること。 (15) 社会教育長国なびその会議に関すること。 (16) 青少年の健全育成に関すること。 (17) 保の所掌に係る国具等補助事業に関すること。 (17) 保の所掌に係る国具等補助すること。				
(13) 部及び課の庶務に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 他課の所管に属しないこと。 (1) 学校施設設備の建築、管理、保全及び営繕の計画実施に関すること。 (2) 学校施設を機能に係る国具等補助事業に関すること。 (3) 学校施設を機能に係る国具等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の股骨、管理及び処分の事務に関すること。 (6) 教育財産の股骨、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県費負租教職員(以下「教職員」という。) の任免、給与、服務、分限、総成その他人事に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢簿の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学装励に関すること。 (7) 児童生徒の意学、退学統計その他統計に関すること。 (8) 課の所掌に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員及び生徒院関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (14) 教職員及び生使児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生使児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無信措置に関すること。 (16) 要学会に関すること。 (16) 要学会に関すること。 (17) 学校給食係 (1) 学校給食に関すること。 (18) 教科の事意に関すること。 (19) 教科目の書の無信措置に関すること。 (11) 学校衛食に関すること。 (14) 教職員の研察に係るる国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研察に関すること。 (3) 適応指導事事業に関すること。 (4) 任命教育を明事業に関すること。 (4) 社会教育板関事業に関すること。 (5) 社会教育長のびその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (8) 計算などの会議に関すること。 (9) 社会教育最関事業に関すること。 (15) 社会教育長関の事業に関すること。 (16) 東学を政策を関すること。 (17) 保護の事業に関すること。 (18) 東京なに関すること。 (19) 社会教育最関の事業に関すること。 (19) 社会教育表別の事業に関すること。 (19) 社会教育表別の事業に関すること。 (19) 社会教育表別の事業に関すること。 (19) 社会教育表別の事業に関すること。 (10) 東京なに関すること。 (11) 社会教育を関すること。 (12) 社会教育を関すること。 (13) 東京なに関すること。 (14) 社会教育を関すること。 (15) 社会教育を関すること。				
(14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 他課の所管に属しないこと。 (16) 他課の所管に属しないこと。 (2) 学校施設の建築計画に関すること。 (3) 学校施設の建築計画に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県費負担教職員(以下、教職員)という。)の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事に関すること。 (3) 教職員の系書に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学龄締の整備保管に関すること。 (6) 教学接助及が飲美受助に関すること。 (6) 教学接助及が飲美受助に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (11) 教科用図書の採民関すること。 (12) 教科用図書の採民関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 数学外配に関すること。 (16) 数学外配関すること。 (16) 数学外配関すること。 (17) 学校会食に関すること。 (18) 経済経験可能に関すること。 (19) 資格教育と関すること。 (11) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適に指導数に関すること。 (4) 任政所算をに関すること。 (5) 対金教育販興事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る冒異等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る冒異等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国異等補助事業に関すること。				-
(15) 他課の所管に属しないこと。 (1) 学校施設機(の建築、管理、保全及び管繕の計画実施に関すること。 (2) 学校施設を確無計画に関すること。 (3) 学校施設を傭に係る国界等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の世無計画に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県費負担教職員(以下「教職員」という。) の任免、給与、服務、分限、懲戒をの他人事に関すること。 (2) 係の所掌に係る国界等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢療の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (10) 教育課程教内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の保護衛生健康教育身体検査に関すること。 (13) 旅行、速足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 学全に関すること。 (16) 学全に関すること。 (17) 学校給食に関すること。 (18) 解行 法定人 関連場(自校式調理)に関すること。 (19) 解析事室 (1) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 譲近指導並びに学習効果の評価に関すること。 (4) 任会教育振興事業に関すること。 (3) 建た情報を認定関すること。 (4) 社会教育展興事業に関すること。 (5) 社会教育展興事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る予算及び愁趣に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国集等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国集等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国集等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国集等補助事業に関すること。				
施設係 (1) 学校施設設備の建築、管理、保全及び営繕の計画実施に関すること。 (2) 学校施設の建築計画に関すること。 (3) 学校施設の建築計画に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県費負担教職員(以下「教職員」という。)の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事に関すること。 (2) 係の所学に係る国県等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢練の整備保管に関すること。 (6) 舵学援助及び航学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関する基幹統計その他統計に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教報員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 学校給食に関すること。 (18) 理場(自校式調理)に関すること。 (19) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (5) 社会教育展保団体の連絡調整に関すること。 (4) 社会教育場係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育場係団体の連絡調整に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 保の所掌に係る「関すること。 (7) 保の所掌に係る「対すること。				
(2) 学校施設の建築計画に関すること。 (3) 学校施設整備に保る国具等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 児童生産の他人事に関すること。 (8) 教職員の表彰に関すること。 (9) 学校大会の他人事に関すること。 (10) 教育課金報刊のど就学奨励に関すること。 (11) 教職員の表彰に関すること。 (12) 教科用図書の探光に関すること。 (13) 旅行、遠足、出現その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員の免許状に関すること。 (15) 教科用図書の採択に関すること。 (16) 数学会に関すること。 (17) 児童生産の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (18) 教科用図書の採択に関すること。 (19) 学校会会に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の無償措置に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 技術会に関すること。 (18) 建学金に関すること。 (19) 学校給食係 (11) 学校給食に関すること。 (11) 教科用図書の無償措置に関すること。 (12) 教科用図書の無償措置に関すること。 (13) 旅行、遠足、関すること。 (14) 殊の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (15) 教職員の附修に関すること。 (16) 建学金に関すること。 (17) 保護・経典事業に関すること。 (18) 建築・経理に関すること。 (19) 生涯学習事業に関すること。 (21) 社会教育場所団体の連絡調整に関すること。 (41) 社会教育場所団体の連絡調整に関すること。 (51) 社会教育場所団体の連絡調整に関すること。 (61) 青少年の確全育成に関すること。 (61) 青少年の確全有成に関すること。 (61) 青少年の確全有成に関すること。 (61) 青少年の確全有成に関すること。 (61) 青少年の確全有成に関すること。 (61) 青少年の確全有成に関すること。 (61) 青少年の確全有成に関すること。			施設係	
(3) 学校施設整備に係る国県等補助事業に関すること。 (4) 教育事業のための起債に関すること。 (5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (7) 県費負担教職員(以下「教職員」という。)の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事に関すること。 (8) 教職員の表彰に関すること。 (9) 学校共済組合その他領に関すること。 (10) 教育政権保護に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及が生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無候財活と関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 受給責任関すること。 (18) 政策に関すること。 (19) 教職員及が生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (11) 教職員及が生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (12) 教育相図書の無候措置に関すること。 (14) 教職員の所等に関すること。 (15) 教科用図書の無候措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 学校給食に関すること。 (18) 選の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (19) 教職員の研修に関すること。 (19) 教職員の研修に関すること。 (19) 教職員の研修に関すること。 (19) 教職員の研修に関すること。 (19) 教職員の研修に関すること。 (19) 社会教育環集事業に関すること。 (19) 社会教育環保団体の連絡調整に関すること。 (19) 社会教育環保団体の連絡調整に関すること。 (19) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (19) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (19) 任産学可能に関すること。 (19) 任命企育成に関すること。 (19) 任命発育原保団体の連絡調整に関すること。 (19) 任命経育原保団体の連絡調整に関すること。 (19) 任命経育原保団体の連絡調整に関すること。				
(5) 学校施設の使用許可に関すること。 (6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 教務係 (1) 県委負担教職員(以下「教職員」という。)の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事に関すること。 (2) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢簿の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の成学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (4) 係の所常に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 生涯学習事業に関すること。 (4) 生産学習事業に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (4) 社会教育協展別本の連絡調整に関すること。 (4) 社会教育協展別本の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育協展別本の連絡調整に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所常に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所常に係る国県等補助事業に関すること。				
(6) 教育財産の取得、管理及び処分の事務に関すること。 (1) 県費負担教職員(以下「教職員」という。)の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事に関すること。 (2) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢療の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 任死の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (5) 社会教育長興事業に関すること。 (6) 社会教育長順団体の連絡調整に関すること。 (7) 保の所掌に係る目県等補助事業に関すること。 (6) 計少年の健全会に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 計少年の健全会に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 計少年の健全会成に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 保の所掌に係る国具等補助事業に関すること。				
教務係 (1) 県費負担教職員(以下「教職員」という。)の任免、給与、服務、分限、懲戒その他人事に関すること。 (2) 係の所学に係る国則等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢簿の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の健健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (5) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (6) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (6) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の金倉政に関すること。 (7) 係の所掌に係る国界等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国界等補助事業に関すること。				
懲成その他人事に関すること。 (2) 係の所掌に係る国具等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢釋の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職目及書の無候措置に関すること。 (14) 教科用図書の無候構置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (3) 適応指導並びに学習効果の評価に関すること。 (1) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 社会教育振興事業に関すること。 (5) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。			₩1.₹k F	
(2) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢燁の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遊史、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 学校給食に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習課 生涯学習採 (1) 生涯学習事業に関すること。 (2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育振興事業に関すること。 (5) 社会教育表異及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。			教務係	
(3) 教職員の表彰に関すること。 (4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢簿の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関するま幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (14) 教職月及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習薬 (1) 生涯学習薬に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (6) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 保の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(4) 公立学校共済組合その他福利厚生に関すること。 (5) 学齢簿の整備保管に関すること。 (6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 社会教育振興事業に関すること。 (5) 社会教育援興事業に関すること。 (6) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(6) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 学校給食に関すること。 (18) 学校給食に関すること。 (19) 学校給食に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 建定学習事業に関すること。 (7) 保の所掌に係る国界等補助事業に関すること。 (8) 課の所掌に係る国界等補助事業に関すること。 (9) 社会教育規係団体の連絡調整に関すること。 (10) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (11) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (12) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (13) は会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (14) 社会教育表員及びその会議に関すること。 (15) 社会教育表員及びその会議に関すること。 (16) 青少年の健全育成に関すること。 (17) 保の所掌に係る国界等補助事業に関すること。				
(7) 児童生徒の就学、退学、修了、卒業、就学猶予及び免除に関すること。 (8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 連応指導教室に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育振興事業に関すること。 (5) 社会教育規(団体の連絡調整に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				(5) 学齢簿の整備保管に関すること。
(8) 課の所掌に関する基幹統計その他統計に関すること。 (9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の探択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習課と選すること。 (5) 社会教育展興事業に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(9) 学校安全会に関すること。 (10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の健健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国具等補助事業に関すること。				
(10) 教育課程教科内容及びその取扱いに関すること。 (11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導数室に関すること。 (3) 適応指導数室に関すること。 (3) 連非学習事業に関すること。 (2) 社会教育版興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育版興事業に関すること。 (5) 社会教育最好所知体の連絡調整に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(11) 教職員の免許状に関すること。 (12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 学校給食係 (1) 学校給食に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る国具等補助事業に関すること。				
(12) 教科用図書の採択に関すること。 (13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (3) 調理場(自校式調理)に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 建正学習事業に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(13) 旅行、遠足、出張その他の許可申請及び諸届に関すること。 (14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 教職員の研修に係る国県等補助事業に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(14) 教職員及び生徒児童の保健衛生健康教育身体検査に関すること。 (15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 適応指導教室に関すること。 (7) 生涯学習事業に関すること。 (8) 選の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (9) 社会教育振興事業に関すること。 (1) 生涯学習事業に関すること。 (1) 生涯学習事業に関すること。 (2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(15) 教科用図書の無償措置に関すること。 (16) 奨学金に関すること。 (17) 学校給食に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (2) 調理場(自校式調理)に関すること。 (3) 資本教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (4) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (5) 教職員の研修に関すること。 (6) 社会教育振興事業に関すること。 (7) 係の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (10) 社会教育場所団体の連絡調整に関すること。 (11) 社会教育場所団体の連絡調整に関すること。 (12) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (13) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (14) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (15) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (16) 青少年の健全育成に関すること。 (17) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(16) 奨学金に関すること。				
(2) 調理場(自校式調理)に関すること (4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 教育指導室 (1) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 教育指導室 (1) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 (4) 生涯学習事業に関すること。 (5) 社会教育振興事業に関すること。 (6) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。			学校給食係	()
教育指導室 (1) 学校教育の助言及び指導並びに学習効果の評価に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 生涯学習課 生涯学習係 (1) 生涯学習事業に関すること。 (2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(2) 教職員の研修に関すること。 (3) 適応指導教室に関すること。 生涯学習課 生涯学習係 (1) 生涯学習事業に関すること。 (2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。			*****	
(3) 適応指導教室に関すること。 生涯学習課 生涯学習係 (1) 生涯学習事業に関すること。 (2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。			教育指導至	
生涯学習課 生涯学習係 (1) 生涯学習事業に関すること。 (2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(2) 社会教育振興事業に関すること。 (3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。		上 涯学翌鈿	生涯学型 核	
(3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。 (4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。 (5) 社会教育委員及びその会議に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。		工/生于自床	工性十日怀	
(4) 社会教育関係団体の連絡調整に関すること。(5) 社会教育委員及びその会議に関すること。(6) 青少年の健全育成に関すること。(7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(5) 社会教育委員及びその会議に関すること。(6) 青少年の健全育成に関すること。(7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(7) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。				
(8) 課の庶務に関すること。				
				(8) 課の庶務に関すること。

市民文化会館 (1) 市民文化会館建設に関すること	
整備推進係 (2) 市民文化会館運営に関すること	
(3) 市民文化会館文化事業に関すること	
スポーツ (1) スポーツ推進委員に関すること。	
推進係 (2) 生涯スポーツに関すること。	
(3) 社会体育施設の整備及び管理運営に関すること。	
(4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。	
文化係 (1) 芸術文化の振興に関すること。	
(2) 文化関係団体に関すること。	
(3) 市民会館に関すること。	
(4) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。	
文化財 (1) 文化財保護法に関すること。	
保護係 (2) 文化財の保護及び活用に関すること。	
(3) 文化財の指定及び管理に関すること。	
(4) 文化財専門委員会に関すること。	
(5) 埋蔵文化財に関すること。	
(6) 市立歴史民俗資料館に関すること。	
(7) 旧戸島家住宅に関すること。	
(8) 係の所掌に係る国県等補助事業に関すること。	
市史編さん係市史編さんに関すること。	
柳川古文書館 柳川古文書館に関すること。	
中央公民館 (1) 社会教育施設の管理運営に関すること。	
(2) 公民館に関すること。	
(3) 担当業務に係る国県等補助事業に関すること。	
人権・同和 人権・同和 (1) 人権・同和教育に関すること。	
教育推進 教育係 (2) 人権・同和教育の総合計画及び実施に関すること。	
室 (3) 人権・同和教育関係の調査及び資料の整備に関すること。	
(4) 社会教育集会所の管理運営に関すること。	
(5) 関係団体との連絡調整に関すること。	
(6) 課の所掌に係る国県等補助事業に関すること。	
(7) 課の庶務に関すること。	
図書館 管理係 (1) 文書の収受、発送及び保存に関すること。	
(2) 公印の保管に関すること。	
(3) 課の所掌に係る予算及び経理に関すること。	
(4) 物品の購入に関すること。	
(5) 図書館統計に関すること。	
(6) 広報及び出版活動に関すること。	
(7) 施設、設備、備品等の維持管理に関すること。	
(8) 会議室等の提供に関すること。	
(9) 柳川あめんぼ公園に関すること。	
(10) その他図書館の庶務に関すること。	
サービス係 (1) 図書館サービス網の整備に関すること。	
(2) 奉仕計画の立案に関すること。	
(3) 図書館利用者に関すること。	
(4) 資料の収集、選択、受入れ、整理、保存及び除籍に関するこ	<u>ل</u>
(5) 資料の配架、貸出し及び返却事務に関すること。	C 0
(6) 読書相談及び参考奉仕業務に関すること。	
(7) 読書推進活動に関すること。	
(8) 読書団体への連絡及び協力に関すること。 (9) TOTA A CONTROL OF THE A CON	
(9) 研究会等の計画、実施及び促進に関すること。	
(10) 図書館業務の調査、研究及び企画に関すること。	
■ (111) 1. の 次 (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
(11) 水の資料館に関すること。 (12) 雲龍の館に関すること。	

◎柳川市教育委員会

職名	氏名	現在の任期	過去の在任期間
教 育 長	沖 毅	平成30年4月1日~平成33年3月31日	
教 育 長 職務代理者	江口 正基	平成29年7月8日~平成33年7月7日	平成21年7月8日~平成29年7月7日
委員	瀬戸口 京子	平成27年7月8日~平成31年7月7日	
委員	田中義隆	平成30年7月8日~平成34年7月7日	平成26年7月8日~平成30年7月7日
委員	田中 麻子	平成28年7月8日~平成32年7月7日	

事務局

〒832-8555 福岡県柳川市三橋町正行431番地

電話 0944-72-7111 (代) FAX 0944-74-5545

部課長名	氏 名
教育部長	袖崎 朋洋
学校教育首席指導官	本田 透
学校教育課長	古賀 洋
生涯学習課長	新開 文隆
人権・同和教育推進室長	成清 和政
図書館長	目野 康彦